

訪問介護事業所 御中

石川県健康福祉部長寿社会課

令和 7 年 5 月を適用開始とする中山間地域等小規模事業所加算の  
取得要件の弾力化について

日頃より、本県の介護保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、訪問介護事業所において中山間地域等小規模事業所加算の取得要件の弾力化が行われますので、新たに算定を開始する場合は下記のとおり届出のご提出をお願いいたします。

記

1 算定対象

下記①②をどちらも満たす訪問介護事業所

- ① 地域区分に関わらず特別地域加算の算定可能地域に事業所が所在しない  
※特別地域加算の算定可能地域は別添のとおり
- ② 前年度（前年度の実績が 6 月に満たない事業所は直近の 3 月）の 1 月当たり延べ訪問回数が 200 回以下、または前年度のいずれかの月における総訪問回数が 400 回以下

2 提出書類

- （1）（別紙 2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- （2）（別紙 1－1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- （3）参考様式 3

3 提出期限

令和 7 年 5 月 1 日算定開始分 令和 7 年 5 月 2 3 日（金）

4 提出方法

電子メール、郵送又はご持参にてご提出ください。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ

zaitaku-kasan@pref.ishikawa.lg.jp

5 県ホームページ

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi\\_r705.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_r705.html)

（事務担当）

石川県健康福祉部長寿社会課在宅サービスグループ

TEL：076-225-1417

FAX：076-225-1418